

周囲の人の理解と協力が大切 高次脳機能障害

高次脳機能障害は脳の損傷によって生じる認知機能の障害です。事故による頭部外傷や脳血管障害、低酸素脳症など、さまざまな原因によって脳が損傷を受け、言語・思考・記憶・行為などの認知機能に障害が生じます。外見からは症状が分かりにくく、本人が自覚できない場合もあるため、「見えない障害」とも言われています。

高次脳機能障害の症状例

- 記憶障害(人の顔や名前など新しいことが覚えられない、約束や言われたことをすぐ忘れるなど)
- 注意障害(気が散りやすい、集中力が続かない、複数のことを同時にできないなど)
- 社会的行動障害(ささいなことで怒ったり泣いたりする、他人への気遣いや状況判断ができないなど)
- 上記のほか、疲れやすい、コミュニケーションがうまく取れない など

周囲の人の理解と協力が大切です

障害によって、日常生活や対人関係、仕事などがうまくいかず自信をなくし、気持ちが不安になったり、混乱したりしていることなどを周囲の人が理解し、以下の点を心掛けましょう。

- ・できないことよりも、できることを見付ける
- ・本人のこれまでの生活や考え方を尊重する
- ・医療機関や専門機関で相談し、焦らずに生活の中でリハビリテーションを行う

福祉サービスが利用できる場合があります

後遺症の状況や程度によっては、障害者手帳を取得してさまざまな福祉サービスを受けられます。また、原因や年齢によっては、介護保険サービスが受けられます。窓口でご相談ください。

障がい福祉課 ☎24-1111

県高次脳機能障害支援センター ☎095-844-5515

させぼ市民カードで自動交付機のご利用を

住民票の写し等の証明書が必要な場合は「させぼ市民カード(印鑑登録証)」で簡単に受け取られる証明書自動交付機や証明書簡易受付機をご利用ください。

証明書自動交付機(請求から証明書交付まで自動)

利用時間 8時30分～20時(年末年始を除く)

設置場所 市役所1階

証明書簡易受付機(請求だけ自動)

利用時間 8時30分～17時15分(平日)

設置場所 戸籍住民課、市民税課、早岐支所、相浦支所(8月から)

発行する証明書(手数料各300円)

自動交付機、簡易受付機(早岐支所、相浦支所)

→印鑑登録証明書、住民票の写し、所得課税証明書簡易受付機(戸籍住民課)

→印鑑登録証明書、住民票の写し

簡易受付機(市民税課) →所得課税証明書

※利用するためには暗証番号を登録した「させぼ市民カード(印鑑登録証)」が必要です。

※現在、手帳式の「印鑑登録証」から「させぼ市民カード(印鑑登録証)」への交換を無料で行っています。

戸籍住民課 ☎24-1111

キラっ都佐世保応援寄附金にご協力を

佐世保に縁のある方々に「ふるさと佐世保」の素晴らしさを再認識していただくとともに、ふるさとに対する思いを「寄附」という形で応援していただき、佐世保の美しい自然や文化を守り、個性と魅力にあふれた佐世保をつくり育てるため、本市ではキラっ都佐世保応援寄附金(ふるさと納税)を募集しています。寄附金は九十九島景観保全事業や九十九島動植物園整備事業に活用します。

申し込み

所定の申込書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、郵送(〒857-8585、住所不要)かファクス(25-9677)、Eメール(zaisei@city.sasebo.lg.jp)のいずれかで、財政課にお送りください。申込書受理後、ゆうちょ銀行の「払込取扱票」を送りますので、それを使用してお支払いください。

※寄附していただいた人には粗品を進呈します。

※2,000円以上寄附した場合、所得税や個人住民税の控除対象となりますので、詳しくはお住まいの市区町村の住民税担当窓口でお尋ねください。

財政課 ☎24-1111

子宮がん・乳がん検診 受けんば損するキャンペーン

女性特有のがんの早期発見と死亡者の減少を目指したキャンペーンです。子宮がん・乳がん検診に行き応募はがきを送ると、抽選で賞品が当たりますので、対象の人はこの機会にどうぞ受診してください。

対象者

市内在住の女性で、各検診受診日現在、子宮がん検診は20歳～39歳、乳がん検診は40歳以上の人

キャンペーン期間

8月1日(金)～10月31日(金)

応募方法

①受診した医療機関に設置されている応募用はがきにスタンプを押してもらい、受診日を記入してもらう。

②52円切手を貼り、締め切りまでに投函する。

※応募締切 11月15日(土)消印有効

賞品

QUOカード2,000円分(抽選で250人)

受診できる医療機関

市内各所に設置しているチラシなどをご覧ください。下記問い合わせ先にお尋ねください。

問い合わせ

キャンペーンに関すること NPO法人葵会 ☎33-4480(火曜～木曜12時～16時)

がん検診に関すること 健康づくり課 ☎24-1111



成人歯科健診「無料券」の配布

かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受ける市民を増やしていくことを目的として、次の対象者に歯科健診(口腔内診査とフッシング指導)の無料クーポン券を送付しています。7月末までに自宅に届くよう送付していますので、この機会にどうぞご利用ください。

対象

平成26年6月1日現在、本市に住民登録があり、生まれ年が昭和29年、39年、49年のいずれかで、誕生日が1月1日～6月30日の人

有効期限

8月1日(金)～10月31日(金)

※6月2日以降に本市に転入した人で、右記の要件に該当する人は健康づくり課にご連絡ください。

※佐世保市外に転出した人は使用できません。

※対象者以外の人も20歳以上の人は500円で成人歯科健診を受けることができます。

※該当年7月～12月生まれの人は12月末に送付します。

健康づくり課 ☎24-1111